

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ 《受領委任制度のご案内》

受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者(又は出張専門の施術者)の方は、地方厚生(支)局へ申出するようお願いいたします。

申出がない場合、原則として患者等が施術所(施術者)へ施術料金の全額を支払い、患者等が区市町村の窓口へ療養費支給申請書を提出し、療養費が患者等に直接支払われる取扱い(償還払い)となります。

受領委任の具体的な手続きに関しましては、各地方厚生(支)局のウェブページで掲載しております。施術所の所在地(出張専門の施術者の場合は自宅)を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認ください。

※所在地が東京都の場合は、関東信越厚生局東京事務所(Tel03-6692-5119)へお問い合わせください。

療養費支給申請書等の提出書類について(平成31年4月1日以降施術分)

平成31年4月1日以降の施術分からは、以下の書類の提出が必要になります。

- (1) 療養費支給申請書(様式第6号又は第6号の2)
- (2) 同意書・・・初回の同意・再同意の場合のみ
- (3) 往療内訳表(様式第7号)・・・往療料の算定を行う場合のみ
- (4) 総括票(Ⅱ)(様式第9号)※総括票(Ⅰ)の添付は不要です。なお、以前に使用を依頼していた送付票につきましても提出の必要はありません。
- (5) 施術報告書の写し・・・施術報告書交付料の算定を行う場合のみ
- (6) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書・・・該当患者がいる場合のみ

なお、(1)～(6)の書類につきましては厚生労働省から示されている受領委任の様式を使用してください。東京都後期高齢者医療広域連合のウェブページ(トップページ▶各種申請(様式集)▶医療機関・施術団体・施術師のみなさま)からダウンロードできます。

◎申請書等の提出先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階
東京都国民健康保険団体連合会

◎申請書等の提出期限

郵送・持込とも各月10日必着

改元について

5月1日以降の施術分の申請につきましては、順次新元号への切り替えをお願いいたします。なお、平成で申請がされたことによって返戻を行うものではありません。

◎平成から新元号への修正方法

平成を二重線で消し新元号の記載をお願いいたします。その際、訂正印は不要です。